

養育医療について

— 養育医療とは…? —

生まれた時の体重が2,000g以下などで医師が入院して養育することが必要と認められたお子さんが、指定医療機関で入院し医療を受ける場合に医療費(保険診療分)を国・県・市が助成します。所得に応じて自己負担金が必要となりますが、その負担金は市町村の乳児医療から助成されます。(所得の高い方については、一部例外があります)

❖申請に必要な書類❖

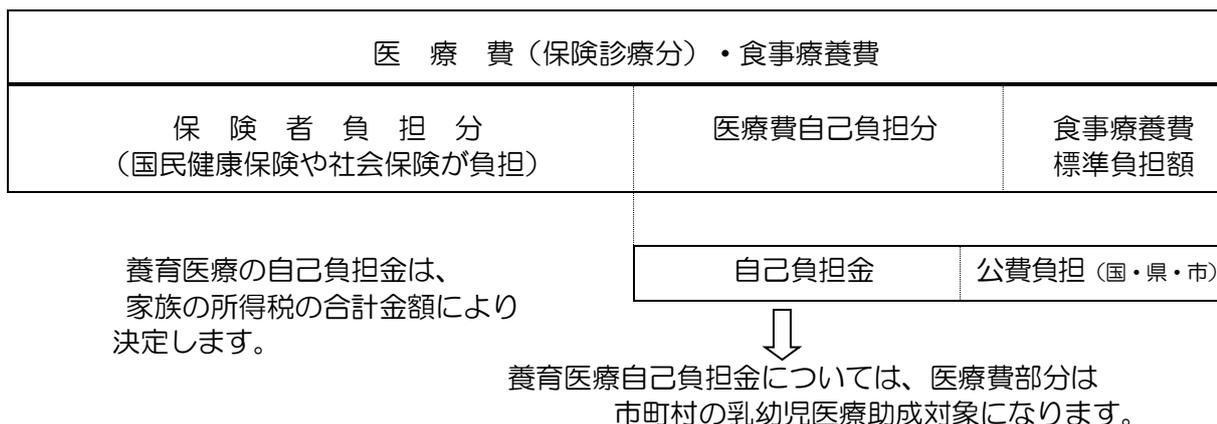
①養育医療給付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の方がご記入願います。 治療開始(誕生日)からすみやかに申請してください。 				
②養育医療意見書	<ul style="list-style-type: none"> 病院で主治医に記入してもらってください。 				
③世帯調書 同意書	同一世帯の方を全て記入し、市民健康課(保健センター)へ提出してください。保護者の承諾のもと、市民健康課から市役所の税務担当課へ所得税等を確認させていただきます。				
④所得税額がわかる書類 ※③の同意があれば不要	<p>家族の中で所得のある方全員について、前年の所得税がわかる書類(下記)をご用意ください。(申請日が1月～3月の場合は、前々年のものをご用意ください)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>◎確定申告をしていない給与所得者及び年金所得者</td> <td>源泉徴収票(原本)</td> </tr> <tr> <td>◎確定申告をした方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の控えの写し 納税証明書その1(原本) ※確定申告書の控えに税理士の署名押印又は税務署の受付印があれば、「納税証明書その1」は省略できます。 </td> </tr> </table>	◎確定申告をしていない給与所得者及び年金所得者	源泉徴収票(原本)	◎確定申告をした方	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の控えの写し 納税証明書その1(原本) ※確定申告書の控えに税理士の署名押印又は税務署の受付印があれば、「納税証明書その1」は省略できます。
◎確定申告をしていない給与所得者及び年金所得者	源泉徴収票(原本)				
◎確定申告をした方	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の控えの写し 納税証明書その1(原本) ※確定申告書の控えに税理士の署名押印又は税務署の受付印があれば、「納税証明書その1」は省略できます。				
⑤委任状	養育医療自己負担金の請求権を市民健康課に委託するためのものです。委託していただくことで市民健康課が福祉政策課に代理請求します。裏面の仕組みをご覧の上、委任に同意されない場合は不要です。				
⑥申請時の持ち物	印鑑・保険証・乳幼児福祉医療受給者証				

※対象のお子さんが2人以上いらっしゃる場合、①、②、⑤は、お子さんそれぞれにご用意ください。

認定されましたら、養育医療券をご自宅へ郵送いたしますので、病院窓口へ提出してください。ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

提出先・お問い合わせ先 関市市民健康課(保健センター) 担当: 栗山・桜井 〒501-3873 関市日ノ出町1丁目3番地3 TEL 0575-24-0111 平日 8:30~17:15
--

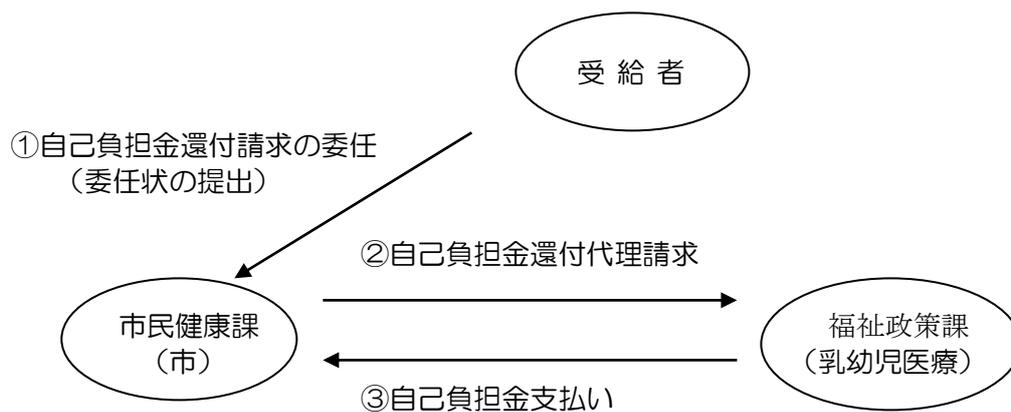
☆☆ 養育医療費について ☆☆



// 医療費自己負担分 < 自己負担金 の場合、食事療養費標準負担額分（自己負担金 - 医療費
 // 自己負担分）は、あなた様に請求させていただきます。
 // また、医療費・食事療養費以外（オムツ代等）は養育医療の対象外です。
 //

☆☆ 養育医療自己負担金の支払い方法 ☆☆

養育医療自己負担金の請求権を市民健康課に委託されると、市民健康課が福祉政策課
 に代理請求します。
 （原則として、申請者の方への自己負担金請求は行いません。）



※この支払い方法の他に、委任状を提出せず、自己負担金を支払ってから、後日市町村福祉医療
 の還付を受ける方法もあります。

☆☆ 世帯の状況等を証明する書類について ☆☆

以下に当てはまる方は、世帯調書での証明が受けられないため、住民票+所得・課税証明書を
 ご用意ください。

- ・今年（申請日が1～3月の場合は去年）の1月1日に住んでいた市町村と、今住んでいる市町村とが違う方
- ・今年（申請日が1～3月の場合は去年）の1月1日と、今現在とで、家族構成が違う方

※所得・課税証明書の名字と住民票の名字が違う方は、この他に、戸籍抄本等が必要です。
 詳しくはお問い合わせください。